

◎新潟県告示第970号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 下荒浜地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課